

# 雪害対策マニュアル



協同組合 青森総合卸センター

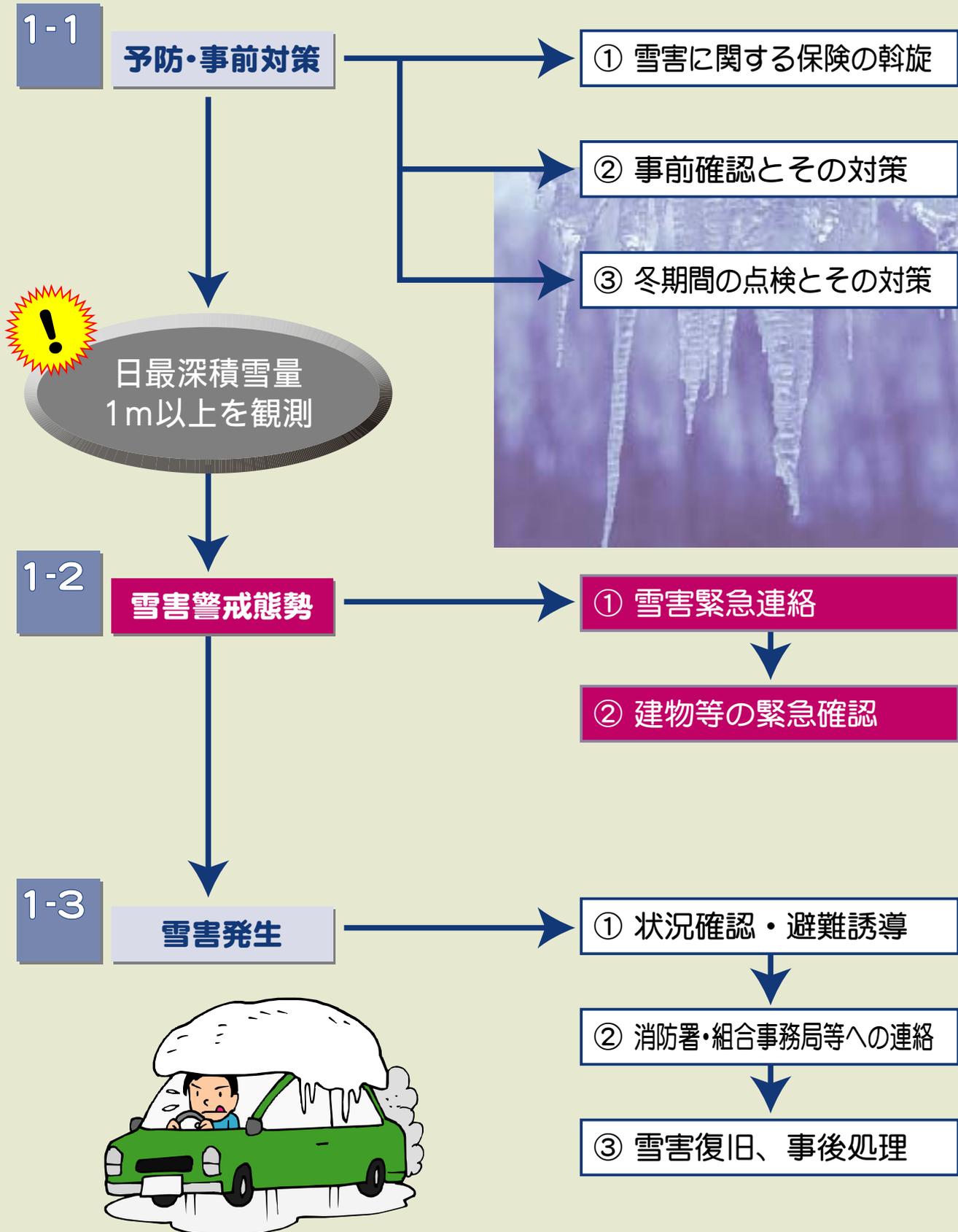


# 目次

## 雪害対策マニュアル

1. 雪害対策フロー ..... 1  
◆
  2. 雪害の予防・事前対策 ..... 2  
◆
  3. 雪害警戒態勢 ..... 5  
◆
  4. 雪害発生時の対策 ..... 6  
◆
  5. 保険のお知らせ ..... 7  
◆
  6. 緊急連絡 ..... 8
- 

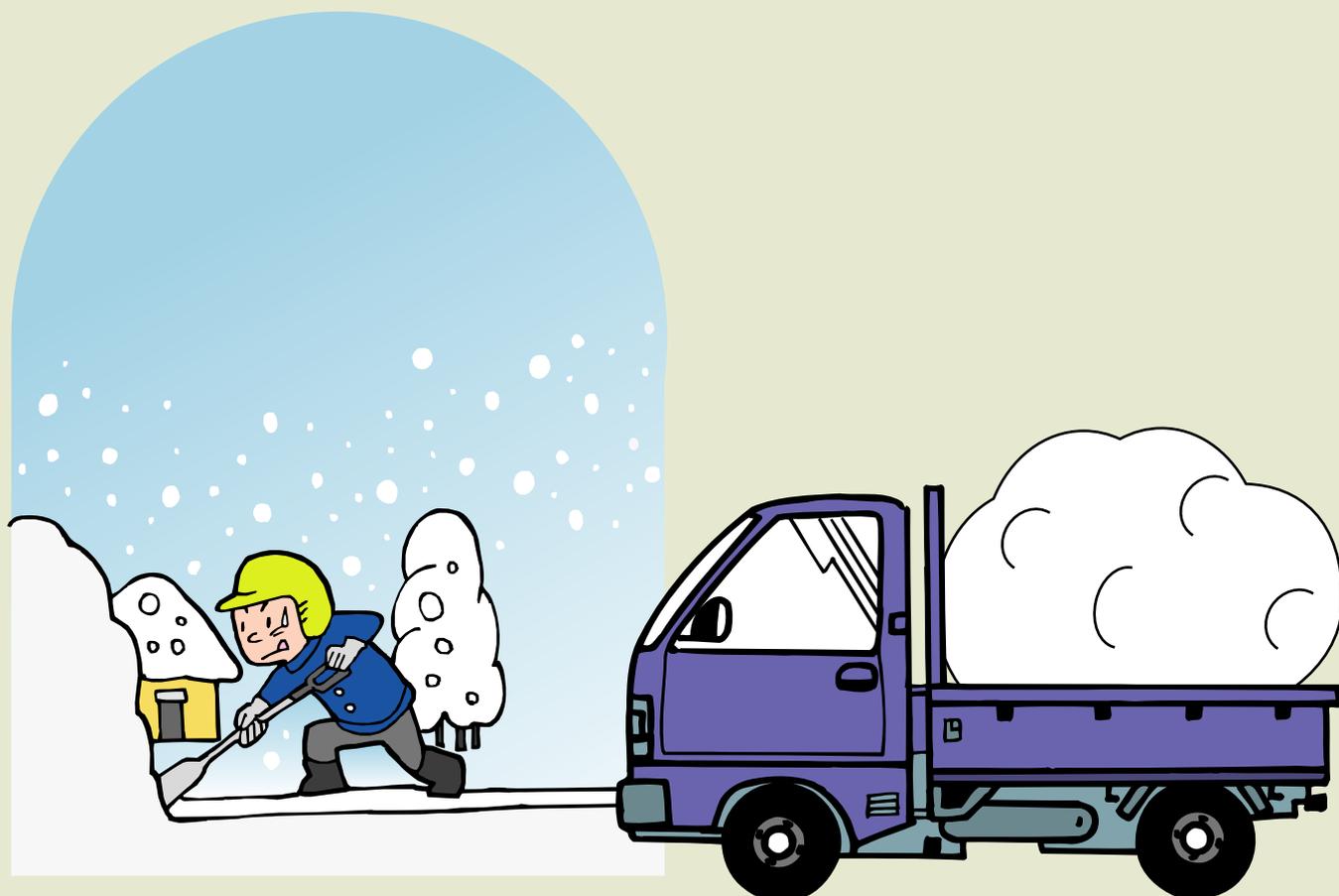
# 1. 雪害対策フロー



## 2-3 冬期間の点検とその対策

- ①特に降雪量が多い1月から2月は、積雪状況をこまめに確認し、その状況に応じた適切な対策を行う。
- ②サッシ・窓・ドアの開閉異常など、通常とは異なる現象が発生している場合は、屋根雪の状況を確認し、適切に雪下ろしを行う。
- ③屋根に雪止めを設置している場合でも、屋根雪の重みで雪止めが破損して滑り落ちる可能性があるため、その状況を確認し、適切に雪下ろしを行う。
- ④雪庇は、その落下により歩行者や施設等に被害を及ぼす危険性があるため、適切に雪庇落としを行う。

※雪庇は一般的に建物の風下側に発生しやすい。



# 3. 雪害警戒態勢

気象庁発表の日最深積雪量が1 m以上となった場合は、雪害警戒態勢をとり、下記のとおり対応する。  
(青森市の豪雪対策本部設置基準と同様)

## 3-1 雪害緊急連絡

組合事務局は、次のとおり組合員及び関連企業へ積雪情報の提供や案内を行うと共に、屋根の雪下ろしや雪庇落としを行う業者の斡旋も行う。

①組合ホームページで、気象予報や積雪情報の提供を行う。  
※情報提供は、冬期間継続して行う。

②雪害に関する緊急連絡（資料2）を行う。

## 3-2 建物等の緊急確認

組合及び組合員は、それぞれ管理する施設状況を速やかに確認し、危険箇所を発見した場合は、2-2の対策に基づき対応する。



# 4. 雪害発生時の対策

組合及び組合員は、万が一雪害が発生した場合、人命の安全確保を優先し、下記のとおり対応する。

## 4-1 状況確認・避難誘導

- ①雪害の発生を周囲に連絡し、迅速に安全な場所まで避難させる。
- ②安全確保を優先しながら、社員数や、被害者の有無、二次災害発生の危険性、建物の破損状況等を確認する。
- ③二次災害が発生する恐れがある場合は、その危険性がある場所には近づかない。

## 4-2 消防署・組合事務局等への連絡

- ①災害による被災者がいたり、またはその可能性がある場合は、速やかに消防署（TEL119）に通報する。
- ②雪害により他社の建物等に損害を与えた場合は、速やかに当該施設の所有者へ連絡する。
- ③雪害が発生した組合員は、その状況を組合事務局（TEL738-4711）へ連絡する。なお、土、日祭日に発生した災害については、青森総合警備保障（TEL739-9791）へ通報する。組合は、青森総合警備保障からの連絡に基づき、必要に応じて、除雪業者等の斡旋を行う。

## 4-3 雪害復旧、事後処理

- ①雪害発生原因及び施設被害状況等を調査し、その復旧を行う。
- ②雪害により他社の建物等を破損させた場合は、双方協議の上、速やかに復旧する。
- ③保険に加入している場合は、その手続きを速やかに行う。





# 資料 1 保険のお知らせ

●協同組合青森総合卸センター

## お知らせ Information

平成 年 月 日

保険 NO.

### 雪害に関する保険のお知らせ



こんな時どうする? . . .

○自社の建物に雪害による損害が発生した場合は、**火災保険**で対応できます。  
但し、損害額が20万円以上からでないとい保険金の支払い対象となりません。 ⇒**火災保険**  
※あくまでも自社建物の損害であり、第三者への賠償事故は火災保険の対象となりません。

○雪下ろしを社員に依頼して屋根から落ちたなどの事故については、**傷害保険**での対応となります。  
会社で掛けるか、個人で掛けているか確認が必要です。 ⇒**傷害保険**  
※雪下ろしを個人に依頼した場合も同様です。

○落雪により自社の車がつぶれた場合は、**自動車保険（車両保険）**での対応となります。  
火災保険の雪害事故では対応できません。 ⇒**車両保険**

上記以外で、第三者に対する雪害事故については、**賠償責任保険**での対応となります。  
⇒**賠償責任保険**



施設（建物）の所有や使用、管理に係わる第三者への賠償事故の備えとなる施設賠償責任保険につきまして、ご案内させていただきます。

昨今の**大雪にまつわる落雪事故**でも下記の通り、建物所有者として法律上の賠償責任が発生するケースもあると考えられます。

#### 【落雪事故による法律上の賠償責任発生について】

通常、建物からの落雪による事故は不可抗力となり、法律上の賠償責任はないものと考えられております。

しかしながら、雪下ろしを行わないと明らかに落雪事故発生が予想されるようなケースや、落雪寸前を承知しながら注意を促していないケース（例えば駐車場であれば、駐車禁止などの措置）は建物所有者の責任が問われるケースもございます。

#### 【保険料例】

- 卸売店（面積500㎡）
 

補償額	対人	1億円	対物	1,000万円	（免責金額 0）
年間保険料	7,850円（漏水担保特約付帯）				
- 倉庫（面積500㎡）
 

補償額	対人	1億円	対物	1,000万円	（免責金額 0）
年間保険料	4,360円（漏水担保特約付帯）				

この機会に是非とも賠償責任保険へのご加入をご検討ください

お問い合わせ 代理店：青森卸センター(株) TEL738-4711 FAX738-7323



●協同組合青森総合卸センター

# 緊急連絡

平成 年 月 日

業務部 NO.

## 積雪状況の確認と雪下ろしについて

これまでの降雪により、青森市の積雪量が1 mを超えました。

これを受け団地内は、問屋町雪害対策マニュアルに基づき、雪害警戒態勢となります。

つきましては、組合員におかれましても、屋根等の積雪状況確認を行い、雪害の危険性がある場合は、至急雪下ろしや雪庇落としを実施くださるようお願い申し上げます。

なお、事務局（業務部・TEL738-4711）では当作業に係る業者斡旋もいたしますので、ご相談ください。

人・もの・情報の  
あつまる問屋町



協同組合

**青森総合卸センター**

〒030-0131 青森市問屋町2丁目17番3号  
TEL(017)738-4711 FAX(017)738-7323  
(URL) <http://www.tonyamachi.com> (E-mail) [itonya@jomon.ne.jp](mailto:itonya@jomon.ne.jp)

平成17年12月21日制定